

払戻金制度について

職業安定法に基づく民営有料紹介事業に関する契約に関し、株式会社 SSB と（以下「甲」という）と株式会社 （以下「乙」という）との間において払戻金制度をもうける。

払戻金制度に関する事項（短期退職時の手数料の返済義務）

採用決定者が、自己都合により又は就業規則違反等の採用決定者（求職者）の責に帰すべき事項により、6か月以内に退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

但し、「甲」の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、「乙」は「甲」に紹介手数料を返還しないこととする。また、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。

また、採用決定者が、上記等の理由で、専ら甲の都合により退職となった場合にも紹介手数料の払戻は、行はないものとする。

乙は甲に次の通り紹介手数料を採用決定者の退職日30日以内に返還するものとする。

入社後1か月未満の場合：本件報酬の70%

入社後3か月未満の場合：本件報酬の40%

入社後6か月未満の場合：本件報酬の20%

事業所の名称及び所在地

株式会社 SSB

東京都江東区豊洲4丁目11番30-409号